

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	京都市
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
(1) 割引の還元のあり方 料金設定は、費用償還主義、公正妥当主義の原則が基本であると考えております。 料金割引は、社会資本の有効利用の観点を考慮して決定すべきであると考えております。 料金割引により、日本道路公団の償還計画に影響を及ぼすのであれば、それを国費（道路整備特別会計）で補填する必要があると考えております。	
(2) 割引率や対象時間の考え方 利用促進が図れ、公平で多くの利用者が利益を享受できる割引率や対象時間の設定がなされることが基本と考えております。	
(3) 割引対象車両について 料金割引は、本来、全車両を対象とすることが基本と考えております。 しかし、料金割引による料金徴収時の不便さ、業務量の増加を考慮すると、ETC搭載車両に限定することはやむを得ないと考えております。	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
一般利用者（国民）が、不公平感を抱かないよう情報を開示し、理解を得たうえで、新たな割引制度を設定すべきと考えております。 現行制度では、業界・物流業者との不透明な関係の報道があり、そのようなことが解消されないのであれば大口・多頻度利用者割引は不要と考えております。	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

（1）割引内容（案）

意見なし。

（2）割引結果

意見なし。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

意見なし。

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

意見なし。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。